

国立大学法人（仮称）に係る諸規定等の概要（14・6・3案）

- (注) 1. この表は、平成14年3月26日に文部科学省の「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」から公表された報告「新しい「国立大学法人」像について」に基づき、国立大学法人（仮称）について、法令で規定することが考えられる主な事項、各大学において検討を要すると考えられる主な事項、さらに指針・基準等を用意することが考えられる主な事項を、現時点において便宜整理したものである。したがって、本資料は、例えば、表中の各事項の要否、分類などについて、今後の政府部内における法案等の検討、国会における関係法案の審議など種々の状況に応じて、適宜修正する必要があるなど、全体として未定稿の資料である。
2. この表中、「指針・基準等を用意することが考えられる主な事項」は、本来、法律及び政令・省令を踏まえて各大学の責任において検討を行うべき事項についても、その検討の参考情報として何らかの指針・基準等が提供されることが有益と考えられるものを、上記調査検討会議の報告の指摘も踏まえつつ整理したものである。なお、各指針・基準等の検討・作成主体については、各事項の性格等に応じて、国立大学協会、文部科学省その他関係団体等様々なケースが想定されるところであり、今後、その整理が必要だが、現時点においては、特定の検討・策定主体を想定しているものではない。
3. 表中の「職員」とは、「役員」を除く教員・事務職員等の法人構成員を示すものである。

事 項	法律で規定することが考えられる主な事項	政令・省令で規定することが考えられる主な事項	各大学で検討を要すると考えられる主な事項	指針・基準等を用意することが考えられる主な事項
1. 主に組織業務に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○国立大学（法人）の目的 ○各大学（法人）の名称・位置 ○設立の手續 ○役員 <ul style="list-style-type: none"> ・各法人の役員の名称、定数 ・役員の職務・権限 ・学長の任命手續・要件 ・学長選考委員会の事務・組織 ・他の役員の任命手續・要件 ・役員の任期 ・役員の欠格条項 ・その他 ○運営協議会の事務・組織 ○評議会の事務・組織 ○役員会の事務・組織 ○業務の範囲 ○その他 	<ul style="list-style-type: none"> ○各法人の業務の内容・範囲 ○その他 	<ul style="list-style-type: none"> ○役員の在り方 <ul style="list-style-type: none"> ・役員の構成 ・役員の職務分担 ・学長選考委員会の構成・運営方法 ・役員の任期 ・その他 ○運営協議会の構成・運営方法 ○評議会の構成・運営方法 ○役員会の運営方法 ○事務組織の在り方 ○内部監査体制の在り方 ○その他 	<ul style="list-style-type: none"> ○その他

事項	法律で規定することが考えられる主な事項	政令・省令で規定することが考えられる主な事項	各大学で検討を要すると考えられる主な事項	指針・基準等を用意することが考えられる主な事項
2. 主に人事制度に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 役員の報酬等の原則 ○ 役員の兼職禁止 ○ 職員の給与等の原則 ○ みなし公務員 ○ 職員の身分承継 ○ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ○ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 役員報酬等の在り方 ○ 役員の業績等の評価の在り方 ○ 職員の給与の在り方 ○ 職員の業績等の評価の在り方 ○ 退職手当の在り方 ○ 勤務時間・服務等の在り方 ○ 職員の選考・任免等の在り方 ○ 人事交流の在り方 ○ 研修の在り方 ○ 定年年齢の在り方 ○ 健康安全管理体制 ○ 労災手続・体制 ○ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 役員の報酬等の指針 ○ 役員兼職承認の基準 ○ 職員の給与基準の作成指針 ○ 退職手当通算規定例 ○ 就業規則の指針 <ul style="list-style-type: none"> ・ 服務の指針 ・ 利益相反の指針 ・ セクハラ防止の指針 ・ 倫理保持の指針 ○ 採用試験の指針 ○ 人事交流の指針 ○ その他
3. 主に目標・評価に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中期目標・中期計画・年度計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 策定、変更の手続 ・ 記載事項 ・ その他 ○ 事業報告書 ○ 評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学評価委員会の事務 ・ 評価の手続 ・ その他 ○ 中期目標期間終了時の検討 ○ 情報の公開・提供 ○ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中期計画等の策定等手続の細則 ○ 中期計画記載事項の細則 ○ 事業報告書の作成手続の細則 ○ 国立大学評価委員会の組織等 ○ 評価手続の細則 ○ 情報公開・提供手続の細則 ○ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中期目標の原案 ○ 中期計画の原案 ○ 年度計画の原案 ○ 学内評価体制の在り方 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中期目標等の作成指針 ○ 評価の方法・指標 ○ その他

事 項	法律で規定することが考えられる主な事項	政令・省令で規定することが考えられる主な事項	各大学で検討を要すると考えられる主な事項	指針・基準等を用意することが考えられる主な事項
4. 主に財務会計制度に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○資本金 ○他の法人への出資等 ○事業年度 ○会計原則 ○財務諸表の種類等 ○会計監査人の監査 ○利益・損失の処理 ○積立金の処分 ○長期借入金 ○短期借入金 ○既存債務償還財源の「共同機関」への拠出 ○財産処分収入の「共同機関」への一部納付 ○財源措置 ○余裕金の運用 ○財産処分等の制限 ○会計規程の策定手続 ○その他 	<ul style="list-style-type: none"> ○出資等の対象事業の範囲 ○会計基準及び注解 ○財務諸表の細則 ○積立金処分手続の細則 ○長期借入金の細則 ○短期借入金の細則 ○学生納付金の設定の範囲 ○重要財産範囲、処分手続の細則 ○その他 	<ul style="list-style-type: none"> ○出資財産の整理 ○学内予算配分の在り方 ○資金の管理・運用の在り方 ○外部資金の確保・活用の在り方 ○収入を伴う事業の在り方 ○学生納付金の在り方 ○会計関係規程 ○財務会計システムの調達 ○債権・債務の把握 ○会計処理体制 ○承継物品の整理 ○取引銀行の選定 ○セグメント区分 ○会計機関（責任者）の設置 ○その他 	<ul style="list-style-type: none"> ○会計基準及び注解の質疑応答集 ○運営費交付金の算出基準・方式 ○施設費の補助要項 ○収入を伴う事業の範囲 ○会計関係規程のモデル ○財務会計システム機能概要書 ○その他